議案第８０号

東京都板橋区長等の退職手当に関する条例の一部を
改正する条例

上記の議案を東京都板橋区議会会議規則第１２条第１項の規定により提出する。

令和４年９月２２日

提出者　　板橋区議会議員

石　川　すみえ
山　田　ひでき
山　内　え　り
吉　田　豊　明
南　雲　由　子
荒　川　な　お
いわい　桐　子
五十嵐　やす子
竹　内　　愛
小　林　おとみ
井　上　温　子
かなざき　文子

東京都板橋区長等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

東京都板橋区長等の退職手当に関する条例（昭和３５年板橋区条例第１号）の一部を次のように改正する。

題名中「板橋区長等」を「板橋区副区長及び教育委員会教育長」に改める。

第１条中「、区長」を削り、「区長等」を「副区長等」に改める。

第２条中「区長等」を「副区長等」に改める。

第３条の表を次のように改める。

副区長	勤続期間１年につき	100分の310
教育長	同	100分の240

付　則

１　この条例は、公布の日から施行する。

（東京都板橋区監査委員の給与等に関する条例の一部改正）

２　東京都板橋区監査委員の給与等に関する条例（平成３年板橋区条例第３５号）の一部を次のように改正する。

第５条第４項中「板橋区長等」を「板橋区副区長及び教育委員会教育長」に、「区長等」を「副区長等」に、「副区長　同」を「副区長　勤続期間１年につき」に、「常勤の監査委員　同」を「常勤の監査委員　勤続期間１年につき」に改める。

（提案理由）

退職手当制度の適正化を図る必要があるため。